

控

平成29年11月21日

関東運輸局長 殿

住 所 千葉県市原市馬立 1938 番地 2
氏名又は名称 市原中央観光 株式会社
代表者名 代表取締役 齊田 孝
上記代理人 行政書士 高山 正孝
代理人住所 千葉市美浜区新港 202 番地
連絡先電話 043-246-1024

安全管理規程変更届出書

このたび、安全管理規程を変更したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

氏名又は名称 市原中央観光 株式会社
住 所 千葉県市原市馬立 1938 番地 2
代表者氏名 代表取締役 齊田 孝

2 実施予定日

平成29年11月21日

添付書類1 変更した安全管理規程

添付書類2 変更した安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類
(安全管理規程細則)



新

安全 管理 規 程

市原中央観光 株式会社

制定 平成26年 2月 4日
変更 平成29年11月 日

安全管理規程

目 次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要なことであるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要なことであるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、安全管理規程細則に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一條 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二條 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

安全管理規程細則

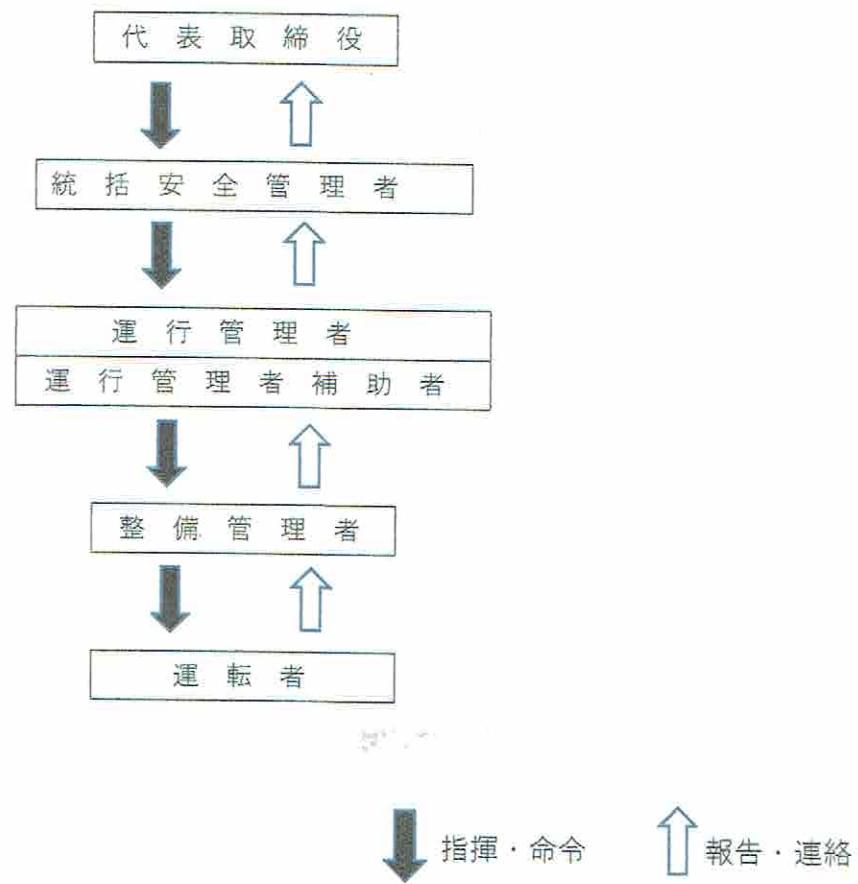
市原中央観光 株式会社

制定 平成29年11月 日

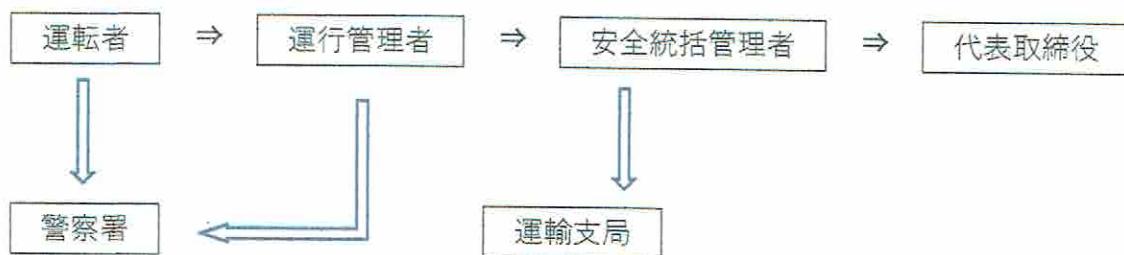
別 図

安全並びに運行管理者の体制図

1. 運行管理者及び整備管理者の指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



安全管理規程細則

(安全会議)

第1条 当社は、安全管理を絶えず向上させるための定例会議を年4回開催する。

2 定例会議のほか、重大事故発生時又は経営トップが必要と認めたときは、その都度臨時に開催する。

(安全会議の構成員)

第2条 安全会議の構成員は、次のとおりとする。

- ① 社長
- ② 担当役員
- ③ 安全統括管理者
- ④ 運行管理者
- ⑤ 整備管理者
- ⑥ 安全マネジメント責任者
- ⑦ 安全教育責任者
- ⑧ その他出席を要請された者

(議事録の作成・情報の伝達・保管管理)

第3条 安全会議の結果は次のとおりとする。

- ① 議事録の作成は、安全統括管理者が行う。
- ② 安全に関する情報の伝達は、安全教育責任者が総責任者となり、運行管理者と共に行う。
- ③ 議事録の保管・管理並びに輸送の安全に関する情報の公表は、安全マネジメント責任者が行う。

(安全並びに運行管理等の体制図、事故処理連絡体制)

第4条 当社の安全並びに運行管理等の体制図並びに事故処理連絡体制は、別図のとおりとする。

(安全に関する公表方法等)

第5条 安全に関する公表は、当社のホームページによるものとし、公表のための様式、ヒヤリ・ハット報告、内部監査チェック等は、様式例1～3による。

(細則の変更)

第6条 本細則は、安全会議にて変更する。

(様式例1)

安全方針・目標

安全方針

旅客自動車運送事業は、旅客の重要な輸送機関であり、社会公器の事業であることを認識し、顧客満足が得られる輸送の安全の改善に絶えず取組む仕組みを構築して、安全の目標を掲げ、これを達成することにより社会貢献をする。

なお、当該方針並びに目標は当社のホームページに公表する。

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役（署名）

目標	1、自動車事故件数（有責・無責）	件
	2、労働災害事故件数	件
	3、投資額	円

重点施策	内 容	達成目標	備 考
事故災害への取組	① アルコールチェッカーの導入 ② ヒヤリ・ハット情報の収集	各営業所に配備 終業点呼時に実施 年 回実施	モバイル式を導入 ドライブレコーダーの活用
研修・教育	① 安全教育の計画・実施 ② KYTトレーナーの養成 ③ 特定運転者の研修実施	年 回実施 本年 名資格者養成 %実施	
チェックの実施	① コンプライアンス ② 運輸安全マネジメント	年 回実施 年 回実施	
健康の増進	① 定期健康診断の実施 ② 過労運転防止	年 回実施 労働時間 h/m	
運動	① 交通安全大会 ② 4S運動	年 回実施 月 回実施	

(様式例2)

整理 No

ヒヤリ・ハット報告書

(ドライブレコーダー未装着車用)

平成 年 月 日

営業所	報告者
-----	-----

危険感知時刻	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
その時の天候	<input type="checkbox"/> 晴 <input type="checkbox"/> 曇 <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 雪 <input type="checkbox"/> 霧
道路種別	<input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 一般幹線 <input type="checkbox"/> 裏道
道路形態	<input type="checkbox"/> 有信号交差点内 <input type="checkbox"/> 無信号交差点内 <input type="checkbox"/> 交差点付近 <input type="checkbox"/> 直線道路 <input type="checkbox"/> カーブ道 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式例3

内部監査チェックリスト

実施年月日				実施部署		
対応者		社長	責任者	管理者	作成者	
No	項目	チェック内容			客観的事実	判定
1	安全方針と周知	安全方針が策定されている				
		社長の方針が明確に反映されている				
		方針に法令順守が明記されている				
		方針周知の手段があり、周知が確認できる				
2	目標の設定	目標は確認しやすく、数値化されている				
		目標は事後検証ができ、次に反映できる				
		運転者の意見が反映され、効果が期待できる				
		安全への投資額が予算化されている				
3	計画の作成	実績を検討した上での計画である				
		目標設定事項が、明記されている				
		教育の実施計画が明記されている				
		安全委員会の開催が、明記されている				
		安全に関する行事が、明記されている				
		ヒヤリ・ハット情報の検討会の実施計画がある				
4	情報の伝達と共有	社長と管理者の定期的な意見交換がなされ、その記録がある				
		定期的な安全委員会が開催されており、その会議記録がある				
		社長は定期的に職場パトロールを行っている				
		経営管理部門と現業部門の双方のコミュニケーションが確保されている				
		社長に直結する伝達ルートがあり、伝達した者への不利益評価を行わない環境が整っている				
		運転者との個人面談を実施している				
5	事故、災害時の報告連絡体制	報告連絡体制図が作成されている				
		組織図に基づき伝達訓練が実施され、結果が記録されている				
		組織図には担当者、電話番号が明記されている				
		事故、災害時等において、報告連絡の体制が明記されている				
		報告体制は事故報告規則に準拠している				

内部監査チェックリスト（その2）

No	項目	チェック内容	客観的事実	判定
6	教育・研修	安全マネジメント担当者に対する研修を行っている		
		初任運転者、事故惹起運転者、高齢運転者への適正診断を実施している		
		初任運転者、事故惹起運転者への法定の研修を実施している		
		教育研修は、知識普及型を主体として、問題解決、グループ討議等の参加型研修を付加している		
		点呼等を通じて、意思疎通を図る		
7	チェック	実施状況を年1回以上チェックしている		
		重大事故発生時にチェックを実施している		
		チェック方法や手順の規定がある		
		実施状況の把握においては全従業員の意見が集約され、会社全体でチェックする体制がある		
8	改善措置	チェックの結果に基づいて、是正措置又は予防措置が講じられている		
		重大事故発生時には、更に高度な安全対策を実施している		
9	PDCAサイクル	安全マネジメントでのPDCAサイクルが的確に実施され、安全性の向上に寄与している		
10	ヒヤリ・ハットの情報	情報収集の書式がある		
		情報収集が実施されている		
		分析表がある		
		ヒヤリ・ハットデータを類型別に区分している		
		ヒヤリ・ハット情報が共有されている		
11	(リスク低減措置の実施)	実施方法を定めている		
		判定基準を定めている		
		低減措置を従業員に周知させている		
		低減措置を実施した記録がある		
		リスク低減措置の実施後の残留リスクを周知させている		
		リスク低減措置の実施時期等が年間安全計画等に明記されている		

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及び他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する会議の運営・記録管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する会議（安全会議と称する。）を開催し、事業運営上の方針の作成、会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を決議し、その内容を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる会議の議決内容や情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法等の詳細についての必要事項は、安全管理規程細則にて定める。

委任状

(単事案用)

平成29年11月21日

行政書士	氏名	高山 正孝
	事務所の所在地 及び連絡先	千葉市美浜区新港202番地 辰巳屋2F 電話 043-246-1024 FAX 043-247-3997
	行政書士登録番号	登録番号 第 81100719号 会員番号 第 1360号

上記の行政書士を代理人と定め、行政書士法第1条の2及び第1条の3の規定により、下記の事項に関する一切の権限を委任する。

委任者	氏名又は名称 及び代表者氏名 住所及び連絡先 又は所在地及び 連絡先電話番号	名 称 代 表 者 住 所 電 話 F A X 携帯電話	市原中央観光(株) 代表取締役 斎田 孝 千葉県市原市鳥立1938-2 0436-36-5200
-----	--	---	---

記

委任事項	委任者が営む又は営もうとする□貨物自動車運送事業 <input checked="" type="checkbox"/> 旅客自動車運送事業 □()における次の事項
	<p>1、行政手続法第2条第3号及び同法同条第7号に定める申請、届出（書類の作成及び当該書類等の補正又は訂正並びに当該申請・届出の受理印・受付印・預り印等の押印を受けた書面の交付など受理等を証する書面の交付を受けることを含む）をすること及びこれを取下げ又は撤回すること。</p> <p>1、上記作成の申請書・届出書に添付を要する（□ 道路幅員証明 □ 住民票 □ 戸籍謄抄本 □ 身分証明）取得に関すること。</p> <p>1、行政手続法第2条第2号及び同法同条第4号に定める処分の通知を受けること。</p> <p>1、行政手続法その他法令に定める聴聞又は弁明等不利益処分に対する意見陳述に関する手続きをすること。（受任者の当該業務権限の範囲内に限る。）</p> <p>1、委任者の所有又は使用権限を有する自動車の出張封印取付作業の代行実施すること。（受任者の当該業務権限の範囲内に限る。）</p> <p>1、復代理人を選任すること。</p>